

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年3月27日(水) 17時20分から19時00分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、幡野 博基委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 なし</p> <p>〈欠席〉 加瀬 進委員(会長)</p> <p>【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課相談支援係長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	令和5年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

令和5年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録

(副会長)

皆様、お疲れさまです。本来であれば会長がこちらにいらっしゃる予定だったのですが、緊急対応しなければいけない案件ができてしまい、参加が難しいという連絡が入りまして、副会長の私の方が、代わりとして進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、事務局の方から報告事項をお願いします。

(事務局)

まず資料の方を確認させていただきます。本日の資料は、資料1として東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等、それから資料2として主な相談事例・報道事例、こちらの2点については、昨年9月に開催された東京都障害者差別解消支援地域協議会の資料を参考に配布したものとなっております。次に資料3、小金井市で受けた相談事例について、資料は以上となります。それと追加で机の上に配布したものがございまして、小金井市地域自立支援協議会加瀬進会長宛となっている文章です。

(副会長)

資料の方は大丈夫でしょうか。

それでは報告事項ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

東京都障害者差別解消支援地域協議会において報告があった東京都における障害者差別にかかる相談受付状況について参考に共有するものです。

まず資料1、「東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等」をご覧ください。東京都における特定相談の受付状況について、平成29年度から令和4年度までの年次推移と、令和3年度との比較も含めた令和4年度の状況についてまとめた資料です。令和3年度と令和4年度の比較として、2ページから3ページにかけて記載されている当事者の障害者種別について、こちらの方が、「視覚障害者」が17%から7%で10ポイント少なくなっており、「不明またはその他」というところが21%から31%で10ポイント増えているといった違いがあります。その他の点については大きな傾向の変化はない状況となっております。最後の6ページに斡旋等の手続きに関する実績がありますが、東京都におきましても委員会にまで付託するような事例はほとんどないと

いう状況となっています。

次に資料の2、主な相談事例・報道事例をご覧ください。まず、「主な相談事例について」です。こちらは相談の具体的な内容と対応についての概要をまとめたものでございます。相談内容とともに、対応の具体的な内容やポイントが記載されておりますので、市に寄せられた相談に対して対応するに当たりまして、参考にできるものと考えております。8ページ以降、こちらは報道発表事案となります。こちらは障害者差別解消に関わる新聞記事の一部をまとめたものとなっております。

以上参考に情報共有させていただきます。詳細については資料をご参照ください。説明は以上になります。

(副会長)

ありがとうございます。この件に関して何かご質問等ございますか。東京都の方でも、斡旋っていう形が本当に少ないっていう内容ですね。

では続いて、資料の3の小金井市で受けた相談の方をお願いします。

(事務局)

資料3、「小金井市で受けた相談事例について」をご覧ください。こちらは、制度開始当初の平成30年度から令和5年度までに寄せられた相談事例について、年度ごとにまとめたものでございます。裏面の一番下の行が今年度となりますが、新たな相談事例はなく、令和4年度に受けた相談への対応のみ行っている状況です。昨年度、当該施設へ確認した際に、今後、環境を整えるよう検討したいとのことでしたので、その進捗状況確認のため電話連絡により聞き取りを行ったところ、個別指導として受け入れることを、法人全体の方針として決定したとのことでした。ただし当該施設のみでなく、法人が運営する全施設での統一した対応をとるということで、それに伴う規約の改正や、共通した対応ができるよう、スタッフを教育する必要があるということで一定時間を要するとのことでありました。この聞き取り結果を相談者に報告したところ、まだ当該施設を利用する気持ちにはなれない、けど少しでも前に進んで良かったとおっしゃっていました。他の方に同じ思いをしてほしくないということで、環境が整った際にはまた教えてほしいということでありました。本件につきましては当該施設の環境整備が完了し、相談者へ最終報告ができるまで継続して対応していきたいと考えております。なお今年度相談事例がない状況について、相談窓口の周知不足あるいは通常のケース対応の中で特段、特定相談という形では扱わずに解決しているものなどもあるのではないかとということが懸念されると

ころです。これに関しましてご助言、あるいは他自治体の取り組み事例の紹介などあれば、ご協議いただきたいと思います。説明は以上です。

(副会長)

ありがとうございます。具体的に小金井市で受けた相談の中で、前回スポーツ施設でのお話があったと思うんですが、それが継続でいろいろ聞き取りも行っていただいたというところでもあります。全体的に見て、いかがでしょうか。

(委員)

今年度の相談がなかったという点について、その周知の方法に原因があるのだとすると、これまでどんな周知をしていたかというのをまず確認しないといけなかなと思いましたが、もし今ご紹介いただけるものがあれば、今年度あるいはこれまでの周知の状況と伺いますか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

(事務局)

周知の方法としてはホームページの方で、障害者差別解消の取り組みっていう項目が確かあったと思いますが、その中で特定相談があるということは周知しているのですが、なかなか正直、そこにそれがあっていうところに気づいてもらうっていうのは難しいかなと思っております。条例改正したことを受けて、2022年の4月1日にホームページへ改めて載せたような状況です。その前の段階では条例の逐条解説でそういう相談があるということを周知している程度で、表立ったところで大きく周知というとホームページが最初というような形です。ただそれもなかなかそこにたどり着くのが難しいかなというのが正直なところで、このホームページの周知っていうのが、これに限らずなんですけれども、すごく難しいのは、トップページあるいは障害福祉っていうページが目立つように、それぞれの項目があれば一番目に入りやすいんですけど、ただ、それを全部のことでそれをやってしまうと逆にコンテンツだらけになってしまうので、ある程度ディレクトリを作ってまとめていかなきゃいけない。そうするとそのまとめたものの中に入っていることを知らないとそこにたどり着けないというところがありまして、そこが難しいところだなと感じているところです。

(委員)

ありがとうございます。障がいのある方やそのご家族に対する周知という意味

では、おそらくホームページに掲載するだけでは多分情報はいかないのかなという気はしています。相談支援事業所とかですね、その障がい者の方にサービスを提供する方向けに周知をしてみて、何かそういう事例があったらちょっとそういう方を伝えて情報が行くような感じで周知ができると相談が拾いやすいのではないかなと思いました。例えば来年度ですね、障害者差別解消法の改正法が施行されるので、何かのキャンペーンを打つなら、いい年度なのではないかというふうに思っているのですけれども。予算の都合とかもあるのかもしれませんが、イベントや勉強会みたいな形になるのか、研修会みたいな感じになるのか、そういう取り組みを来年度やっていくっていうのは、今この委員会で企画してやろうとか、何かそういう方向で話をするっていうのはできるものですかね。

(事務局)

ありがとうございます。まず相談支援事業所を通じてっていうのは、確かにあるかなと思うところで、ちょうど相談支援事業所連絡会というのをここ数年継続的にやってきて、だいぶ有効に動くようになってきているところもありますので、その辺活用できればいいなと思っています。もう一つの障害者差別解消法の改正法の施行と合わせた何かということですが、今おっしゃられたとおり、予算上のところというのでは、急にというのは難しいと感じていますが、ただ一方で障害者週間の行事をやる中で、自立支援協議会の枠というのがありますので、そこを使ってやるというのは、手かなというところで考えております。

(委員)

障害者週間はいつ頃ですか。

(事務局)

12月の3日から9日なので、それを考えると時期的にはちょっと遅くはなってしまう。

(委員)

そこでそういう枠を設けられるなら、活用する方針で考えるのはありかなという気がしました。私の立場でご協力できることがあればおっしゃっていただければ、準備のお手伝いとかします。

(副会長)

差別というか、実は他の行政区の健康診断についてのお知らせというものがあ
りまして、それを昨日ある人から「これって差別かな」と相談をされました。
小金井ではないのですが、例えば障がいを持った方の健康診断で、「1回当た
りの受け入れ人数を25人以下、原則として1日1施設とします」と書いた後
に、「時間内に健診が終了するよう、障がいが重く、介助を必要な方が多い施
設は15人以下での申し込みをお願いします」というのはどうなのかなと思いま
す。それと、「X線撮影は車椅子のまま撮影できません」というようなことを
お知らせの文章に書いてありますが、こういうのはどうでしょう。

(委員)

障がいを理由とした不当な条件付けに当たるのかどうかというところかとは思
いますが、その「15名でお願いします」というのは、上限を区切っている
という趣旨ですかね。

(副会長)

障がいが重くなければ25人、障がいが重いと15人ということです。

(委員)

基準の根拠が不明確なのではないかという印象はあります。健康診断に時間がか
かることがあるとはいえ、「合理的な基準ですよ」とも言いにくいのかな
と思います。重い障がいがあることを理由に健康診断を受けられない人が出な
いように、改善できないかという検討にのる話なんじゃないかとは思いまし
た。あと車椅子ってX線撮影に何か支障があるのでしょうか。そのあたりの、
そもそもなんでそういうことになっているのかという確認はしたいなと思いま
す。

(副会長)

X線の機械が立位をとってやるもので、車椅子用の機械が無いということだと
思いますが。

(委員)

「車椅子の方はX線検査お断りです」と書いてあったら問題があるかなと思
いますが、車椅子に座ったまま撮影ができないと知らせるだけで、車椅子の方
の利用機会が制限されているわけではないので、差別なのかっていうと、ちよっ

とどうなのかなっていう、そんな印象はありました。捉え方次第で車椅子ユーザーの検査が断られる事態が生じる可能性があるので改善をしてはどうでしょうかといった話はある得るのかもしれないです。

(副会長)

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(委員)

今のような、「車椅子に乗った状態ではできないけれど、違った方法で対応できますよ」と何かそういうものが示されるといいと思います。

(委員)

車椅子に乗っている方もいろんな状況の方がいらっしゃると思うので、「車椅子でお越しの方は撮影の方法についてご相談させてください」くらいに書いていただけるといいのではないかなと思いました。健康診断を受け入れできる定員に区切りがあるのはもったもたと思うので、ただ場合によっては「25人未満でも、何かしら対応の相談をする場合があります」といった話なのではないかなと思います。もうちょっと広報の仕方というかですね、やっぱりやり方次第じゃないかなという気がして、健康診断を受けたいのに、そこが理由で受けられなかったという人が出ないことを願うばかりです。

(事務局)

相談事例がないというのは、周知不足があるっていうのは一つあると思っておりますが、もう一方で、一般的に相談が来たときに、特定相談っていう形で扱わずに、カウントせずに流れちゃっているケースもあるのかなと思います。こういうことは差別だよ、こういうことは差別じゃないよっていうのを、相談を受けているケースワーカーの方もしっかり把握してないと解決して終わっちゃっていることがあるのかなと思います。虐待と比べて大きく違うところは、虐待の方がわかりやすい部分があって、それはワーカーにとってもそうですし、相談する側にとってもそうで、相談する側の方で「虐待を受けた」というふうにすれば、必ず虐待の件数として扱っているところがありますが、差別の方は、どちらも、相談する方も、今受けている行為というのが差別という意味で、差別を受けたということで相談しているのではなく、「こういうことになっていて解決したいけど」ということで相談したときに、「差別を受けています」と言わないと、ワーカーの方も特定相談として扱わないというような部分も出て

しまっているのではとっていて、「こういうものは差別です、こういうものはそうじゃないです」みたいな何かQ A的なものがあったりすると参考にできないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

弁護士会が出している資料としては、日弁連が出している資料で、「自治体担当者向け障害者差別解消相談対応マニュアル」というのが、インターネットで検索すると出てくる資料がありますが、これは相談対応をするにあたっては参考になる資料かなというふうには思います。もう一つ、「事例からわかる相談担当者のための障害者差別解消ガイドブック」というタイトルの本が、ぎょうせいというところから近日発売される予定です。私も一部執筆しており、そういう本が出るので参考になると思います。

(事務局)

ありがとうございます。まさにワーカー側の方が使う相談対応マニュアルというか、こういう言葉が中に出てきたら差別ってことを疑いましょうみたいな、受付用のマニュアルみたいなものを作りたいなと去年の段階から思っていたのですが、障害者計画の方にはかなり時間を割いていたような状況もあってなかなか動けてなかったところがあるので、ぜひ参考にして、そういったものを考えたいと思います。

(委員)

ご参考にしていただければと思います。ただ特定のキーワードがあるとその相談だよ、といった対応はちょっと難しい気もしていて、わかりやすく差別とか配慮とかって言ってくれればいいのですが、キーワードを言ってくれない場合もあるように思います。そういうのを入れるとカウントしやすいということだとすると、例えばホームページに、相談するときにはキーワードは差別とかですね、あるいは配慮とか、そういうキーワードを入れていただけるとありがたいといった、そういう周知も併せてした方がいいのかなと思いました。特定相談として受け付けるというのは、現状はその電話を受けた方の裁量でそうなるっていう取り扱いになるということでしょうか。問い合わせ先の電話番号は共通で、対応する人も共通で、内容で振り分けている、というイメージなのででしょうか。

(事務局)

特定相談だけ個別のその電話番号や窓口があるっていうことではないので、何か苦情なり、要望なり、困りごとなりってような相談の中から拾っていく形になっています。

(委員)

そうすると、おっしゃるとおりキーワードで振り分ければわかりやすい、事務の対応としてもわかりやすいとは思いますが。統計や事例記録を取ることはされてないのでしょうか。特定相談でない相談で来ているものを、とりあえず全部一覧にしてみるというのも。事務負担がとて多くなる話で大変だとは思いますが、拾えているのか拾えていないのかっていう検証をしたいということだとすると、特定相談か否かに関わらず、ちょっとそれっぽいものを拾うじゃないですけど、でも、ちょっと難しいですよ。例えば弁護士会多摩支部だと、いくつか専門相談っていうのがありますが、電話番号は共通です。だからそのこれに関する相談ですっていうのを受付がわかりやすいように、こういうキーワードを言ってくださいとかっていうお願いを周知していたりするものがあるので、ちょっと参考にはなるかなと思います。

(副会長)

ありがとうございます。個人的な部分で、相談支援事業所の相談で、その際に「差別を受けて、こういうことがありました」っていう話を聞くとするじゃないですか、そうした場合に、もしそのサービスをもっとしっかりと伝えたいのであれば、「小金井市の方に特定相談として、申し入れるのはどうでしょうか」っていう助言はいいわけですよ。

その相談支援事業所で解決するのではなくて、「そういう差別に関する相談は、市での受け付けが条例上しっかりしたものが有りますよ」という流れを作ってあげればいい。それも相談支援事業所連絡会なんかで周知するといいかもしれないですよ。「自分のところで解決しなくちゃ」と思っている人がいるかもしれないので。そうしましたらその周知っていう部分は、いろんな形、相談支援事業所連絡会とか、自立支援協議会とか、いろんな部分で周知の徹底といますか、こういうのがあったら相談出来るよってというような話を進めていくのがいいってことでよろしいですよ。

では、報告事項としてこの相談受付状況等につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、その他で出ている文章の方でよろしいでしょうか。

(事務局)

市民の方から、自立支援協議会に対しまして対応を求めている案件がございます。その取り扱いの可否も含めてご協議いただきたいと思っております。今日、追加で机上配布した資料が、その要望です。寄せられたご意見の概要としては、利用している障害福祉サービス事業所において不適切な運営がされていると感じているため、自立支援協議会でその件について審議し、当該事業所に対して是正する措置を取ってほしいというのが、事前に口頭で確認していた内容でしたが、今日お配りした資料では、それとまた違うような内容も含まれておりますが、事業所から不適切な対応を取られたというときに、自立支援協議会あるいは差別解消委員会としてどのような案件であれば審議の対象とできるのか、また、その結果に基づいて協議会として何かできることがあるのか、その辺についてご意見をいただきたいと思っております。説明は以上です。

(副会長)

今日配付していただいた文章ではちょっと違う趣になってしまっていて、これは何か、市の対応が悪いのではないかと、みたいな文章になっておりますが、そもそも事業所の支援方法等で、色々意見を言いたいんだけど、そこを自立支援協議会に持ち込んでいただいて何とかできないかというのが確か趣旨だったと思うのですが、全く別物になってしまっているような気がしています。どのように扱えばよいのか、少し戸惑っております。事業所の支援の方法に関して、この相談者に対して明確な納得のできる回答とか何かがなかったことによって、色々な相談の場所に持って行かれている形なのかなと思っております。それで自立支援協議会ってというのは地域の社会資源について色々協議していく中で、こういった状況を打開できる、そういったシステムを考えていただきたいというような話だったと思うのですが、果たしてそういうことが自立支援協議会の役割でいいのかどうかというのも非常にありまして、足りない福祉サービスを、知恵を出し合ってちょっと考えていこうじゃないかというの(自立支援協議会の)趣旨だとは思いますが、(この要望は)個人の案件であり、なかなか厳しいところがあるなというふうに思います。

(委員)

教えていただきたいのですが、自立支援協議会について、設置要綱とか、設置の根拠になるものがあると思いますが、検討対象はどういう定めになっていますか。

(事務局)

まず自立支援協議会の協議事項につきましては、「福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立公正の確保に関すること」、2点目が「困難事例への対応のあり方に関する協議及びこれに係る調整に関すること」、3点目が「地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること」、4点目が「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること」、5点目が「地域の社会資源の開発および改善に関すること」、6点目が「障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること」、最後に「その他必要と認められること」となっておりますので、5点目の「地域の社会資源の開発及びその改善に関すること」というところに関わるのか、この事例とその事業所の対応というのが差別に当たるようなものであれば、6点目に挙げた「障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること」というところに当てはまるのかと思います。

(委員)

これが出てきた経緯をもう少し教えていただけますか。

(事務局)

元々はある利用者がある事業所を利用していた。そこで支援の状況について不満があった。まずそれについて、市に相談をしてきました。そこで事業所との間に入って調整をしたりもしていましたが、その辺でなかなか相談者の納得いく回答ではなかったということで、福祉オンブズマンなどいくつか相談窓口を使っていらっしゃる状況です。その中で解決しないからということで、今回自立支援協議会の方に、何とか事業所の指導、あるいは市が指導するよう市に対する指導、そういったことを自立支援協議会としてできないかということで、会長のところに直接お話しに来たというような流れです。

(副会長)

2017年当時（利用開始当初）ではマンツーマンで対応ができていましたが、（当該施設の）定員がいっぱいになってきてマンツーマン的な対応が徐々にできなくなってきたことを不満に感じられて、いろいろと施設側にも要望を提出するようになった。あと、虐待通報とかで相談をされたとご家族の方から伺っています。

(委員)

虐待通報があつて、事実確認をして、一通りやれることは終わっている状況なのでしょうか。

(事務局)

一定の対応はしています。

あと、(虐待対応に関して) 非常に多いことなのでせつかくなので弁護士の先生にお聞きしたいというところが、虐待防止法ですと、はっきりと「通報者には何も言わない」みたいなことも逆に言うと規定されていないのかなと思っていて、どこまでが守秘義務というか。対応している案件で、通報者も含めて情報提供してはいけないものなのか、逆にどこまで求められたら答えなきやいけないものなかっていう、その線引きをすごく難しいと感じているところがありまして、何かアドバイスがあれば、お聞きしたいなと思います。

(委員)

虐待であることを伝えるケースが皆無かという、そうではないです。私は高齢者虐待の判断をする会議体などに参加をすることがありますが、障害者虐待の経験件数はそんなに多いわけではないです。ただ、伝えてはいけないというような、今おっしゃったようなこともないですよ。個人情報保護との兼ね合いだとすると、どういう場合に伝えるのはOKで、その根拠は何、ということを一且整理して、追って回答するというところでいいのでしょうか。

(副会長)

そうしますと、この申し出に対する取り扱いをどうするかということですが。

(委員)

11月15日に提出されてそれをいったん受け取っていて、それに今回追加するという事が出てきていますよね。今回の3月26日の文章だけを見ると追記のみっていう感じでしょうか。

(事務局)

配布した文書の冒頭で「11月15日に受理いただきました」という部分。(相談者と面談したときに) 会長が預かった文書のことだと思います。

(委員)

ここで議論をしなければいけないことが何か、確認をしたかったんですけど、

要するに申し入れの内容としては、虐待通報をしたケースがあったけど、市の対応について、ここで諮ってほしいというのが申し入れの内容なんですか。

(事務局)

最初の段階では、事業所に対して指導等をしてほしいということでした。

(委員)

事業所に対して指導をするかどうか、本人の主訴はそこだと思います。市に対して事業所に指導してほしいと。ここで諮ってほしいと言われているのは、その指導をするかどうか、するべきかどうかということでしょうか。

(事務局)

最初の趣旨としては、市に対して指導してほしいという要望がありました。その後、市に相談しても埒が明かないと判断して、自立支援協議会という、事業所と連携してる組織があるんだったらそこに行こうということで、会長の方に直接、市が動いてくれないから自立支援協議会として事業所に指導してくれないか、あるいは市に対して指導してくれないかという要望があったという状況です。それについて、そういう市民からの要望が、これに限らずですけどもあったときに、自立支援協議会として対応すべきなのかどうかというところも整理したいというのが最初のところです。取り扱うべきかなのかどうかというのもありますし、取り扱った結果、それに対して自立支援協議会として事業所に指導までできるのかどうかというところ（を諮ってほしい）。

(委員)

自立支援協議会は組織法上、諮問機関になるのでしょうか。市が指導するにあたって意見を聞く諮問機関という位置づけでよろしかったのでしょうか。

(事務局)

諮問機関という位置づけではないと私は理解しています。

(委員)

独立の判断体だということですか。

(事務局)

障害者総合支援法 89 条の 3 に基づく地域のネットワーク化、地域の関係機関

で地域の課題を解決しましょうというところだと理解しています。

(委員)

協議会として対応できるものかどうか、私のほうで調べた上でお答えしたいと思います。次の協議会は随分先になりますか。

(事務局)

差別解消委員会ではなく自立支援協議会ということであると、5月に予定しています。今日結論が出なかったときに、任期は年度ではなく4月の末までありますので、本日会長も不在ということもありますし、4月に改めてこの委員の方々にお集まりいただいて、そこでもう一度協議するかどうかというところだと思わうんですけれども、いかがでしょうか。

(委員)

そうした方がいいと思います。可能な範囲で事前に調べてご報告できたらと思いますが、5月まで置いといていいのかという問題もあると思いますので、別途4月にその会議の場を設定する方向で話をするという、その方針だけは決めていくことでお願いします。

(副会長)

ありがとうございます。我々も本当に判断に迷うので、やはり4月にもう1回集まって協議できればなと思っております。

では、今の件は継続審議ということで、その他何かございますでしょうか。

(事務局)

この他には特段ございません。

(副会長)

では本日の差別解消委員会は、これで終了ということになりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

(事務局)

4月の開催については、メール等々で調整をさせていただきますが、基本的には今日のような平日の夕方のイメージでよろしいですか。

(一同、同意)

はい、ありがとうございます。
それでは会長の方と調整をさせていただきます。